

境港市告示第87号

令和8年度において境港市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）12月5日

境港市長 伊達憲太郎

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けていること。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた直前審査（法第27条の23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）であって、審査基準日が令和6年7月1日から令和7年7月31日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあっては、令和7年10月31日）までの間のものとする。以下同じ。）を受けていること。
- (4) (3)の直前審査に係る審査基準日から起算して前2年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリート及び港湾に限る。）、鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）及びしゅんせつ工事の場合にあっては、前5年間）又は当該審査基準日から入札参加資格の審査申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に希望工種（同表の最小区分による。）に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

希望工種	要件
土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）	(11) のアに掲げる要件をすべて満たしていること。
鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）	(11) のオの(イ)に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (5) 申請の日までに営業（合併、営業譲渡等に係る従前の営業を含む。）開始後1年を経過していること。

- (6) 国税（「消費税及び地方消費税」及び「法人税又は所得税」）及び市税等（市税、下水道使用料、道路占用料や保育料など境港市に納付すべきもの）に未納がないこと。
- ※本社（個人事業者の場合にあっては代表者）、契約権限等を委任した営業所（以下「委任先営業所」という。）を対象とする。
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定により当該保険に加入が義務付けられている者については、保険関係が成立しており、かつ、当該保険料の未納がないこと。
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法第7条の規定による届出の義務
- (9) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあっては当該個人）が、境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 2 (1) により提出する書類に虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (11) 希望工種が次のアからケまでに掲げるもの（以下「特殊工事」という。）の場合にあっては、それぞれ定める要件をすべて満たしていること。
- ア 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、(4) の本文の要件に該当しないときに限る。）
 - (ア) 鳥取県内に本社（本店）を有していること。
 - (イ) 次の技術者を鳥取県内の営業所（法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）に常に備えていること。
 - a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者（以下「土木施工管理技士」という。）のうち1級の検定に合格した者（以下「1級土木施工管理技士」という。）
 - b 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - c クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）第223条に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者又は同令第224条の4第2項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者
 - d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者
 - e 公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者
 - f 公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

イ 土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）

（ア）次の技術者を常に備えていること。

a 当該希望工種に係る工事の監督業務に5年以上従事した経験のある専任技術者

b 当該希望工種に係る工事の監督業務に2年以上従事した経験のある補助技術者

（イ）自ら保有し、又はリース契約（リース期間が5に規定する入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶリース契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。以下同じ。）により使用する次の表の船舶の欄に掲げる船舶を常に備えていること。

ただし、起重機船とグラブしゅんせつ船の両方の機能を併せ持つ船舶の場合は、一隻で両方の船舶を備えているものをみなす。

区分	船 舶		乗組員		
	種別	規 格 能 力	二級小型 船舶操縦士	運転士	その他の 船員
1	えい船	100馬力 以上	2	—	1
2	起重機船（クレーン付台船を含む。）	25 t 吊 以上	—	1	3
3	グラブしゅんせつ船（50 t 以上の積台船で、0.6立方メートル以上のクラムを積載できるものを含む。）	100馬力 以上	—	1	3

（ウ）当該希望工種に係る工事において、（イ）の表の船舶の欄に掲げる船舶の乗組員として業務に2年以上従事した経験のある者を、1隻につき同表の乗組員の欄に掲げる人数以上常に備えていること。この場合において、起重機船の乗組員とグラブしゅんせつ船の乗組員は、相互に兼ねることができる。

ウ とび・土工コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

エ とび・土工コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

オ 鋼構造物工事（別表の中区分に掲げる鋼橋に限る。）

（ア）（4）の本文の要件に該当する場合

a 鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

b 鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。

c 鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

（イ）（ア）以外の場合

- a 鳥取県内に本社（本店）を有すること。
- b 次の機械を備えた工場を有すること。
 - (a) 天井走行クレーン（吊り下げ重量が7t以上）
 - (b) 手動ガス切断機（JISB6802に適合しているもの）及び自動ガス切断機（断板厚60mm以上のもの）
 - (c) 自動溶接機（出力電流が1,000A以上のもの）、交流溶接機（出力電流が300A以上のもの）、溶接棒乾燥機（収納容量が300kg以上のもの）及びスタッド溶接機（適用範囲が22mm以上のもの）
 - (d) ラジアルボール盤（穴開け能力が50mm以上のもの）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40mm以上のもの）
 - (e) 空気圧縮機（5馬力以上のもの）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10t以上のもの）及び油圧プレス（加圧能力200t以上のもの）
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の計測機器を常に備えていること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
- d 次の技術者を常に備えていること。
 - (a) 1級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施するJISZ2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

カ 舗装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。）

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次の技術者を鳥取県西部総合事務所管内（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町）の営業所に常に備えていること。この場合において、a 及び b の技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b 舗装工事の主任技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を鳥取県西部総合事務所管内の営業所に備えていること。

種 别	処 理 能 力 等
モーターグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。）	ブレードの長さが3.1m以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。）	施工が可能な幅が4.5mから8.5mのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が10t以上のもの
タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。）	車両の重量が8t以上のもの

(エ) 次の作業員を鳥取県西部総合事務所管内の営業所に常に備えていること。

a アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者

キ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。この場合において、当該職員の中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定のうち検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、鳥取県内の営業所に常に備えていること。

ク 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

a ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）

b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）

c 施工幅として15cm、30cm及び45cmの施工ができる区画線の施工機

(ウ) 職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を常に備えていること。

ケ 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。この場合において、当該職員の中に1級又は2級の造園技能士（職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定のうち検定職種を1級又は2級の造園とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあっては、鳥取県内の営業所に常に備えていること。

2 申請手続

(1) 申請方法

入札参加資格の審査を希望する者は、境港市入札参加資格電子申請システムで行うこと。

次に掲げる添付書類は境港市入札参加資格電子申請システム上で提出すること。

ア 添付書類

(ア) 市内業者（境港市内に本社（本店）を有する建設業者をいう。）

- a 建設業許可通知書の写し
- b 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（以下「経審結果通知書」という。）の写し
- c 工事経歴書（様式第1号）
- d 職員調書（技術職員）（様式第2号）
- e 様式第2号に入力した職員の雇用保険被保険者証の写し及び健康保険被保険者証（難しい場合は標準報酬決定通知書（直近のもの）でも可）の写し
- f 様式第2号に入力した職員が保有する資格等を証する書面の写し
- g 職員調書（その他の職員）（様式第3号）
- h 様式第3号に入力した職員の雇用保険被保険者証の写し及び健康保険被保険者証（難しい場合は標準報酬決定通知書（直近のもの）でも可）の写し
- i 会社業態調書（様式第5号）

※国土交通省への提出書類「業態調書③-1」等の写しでも可とする。

- j 印鑑証明書又は印鑑登録証明書の原本又は写し
- k 使用印鑑届（様式第6号）

※印鑑証明又は印鑑登録証明書のない印鑑を使用する場合に限る。以下同じ。

- l 市税等同意書、承諾書及び誓約書（様式第7号）

- m 研修等の状況（様式第8号）

※指定する研修等の受講等の実績がある場合に限る。以下同じ。

- n 研修等の受講等実績を証する書面の写し

※指定する研修等の受講等の実績がある場合に限る。以下同じ。

- o 役員等調書兼照会同意書（様式第9号）

- p 法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明書の原本又は写し、個人にあっては、住民票の抄本及び身分証明書の原本又は写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）

- q 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）

(a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28条）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

(b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

- r 労働者災害補償保険法及び雇用保険法の規定により当該保険に加入が義務付けられている者については、労働局が発行する労働保険料納付証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。以下同じ。）

(イ) 市外業者（境港市外に本社（本店）を有する建設業者をいう。）

- a 建設業許可証明書の写し（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）又は建設業許可通知書
- b 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- c 工事経歴書（様式第1号）
- d 市内に委任先営業所を有する者にあっては、職員調書（技術職員）（様式第2号）
- e 上記dの書類を提出する場合にあっては、上記dの書類に入力した職員の雇用保険被保険者証の写し及び健康保険被保険者証（難しい場合は標準報酬決定通知書（直近のもの）でも可）の写し
- f 上記dの書類を提出する場合にあっては、上記dの書類に入力した職員が保有する資格等を証する書面の写し
- g 市内に委任先営業所を有する者にあっては、職員調書（その他の職員）（様式第3号）
- h 上記gの書類を提出する場合にあっては、上記gの書類に入力した職員の雇用保険被保険者証の写し及び健康保険被保険者証（難しい場合は標準報酬決定通知書（直近のもの）でも可）の写し
- i 委任状（様式第4号）
※委任先営業所を有する者に限る。
- j 建設業許可申請書（様式第一号）及び建設業許可申請書（別紙二）の写し（いずれも国若しくは各都道府県様式）
※委任先営業所を有する者に限る。
- k 会社業態調書（様式第5号）
※国土交通省への提出書類「業態調書③－1」等の写しでも可とする。
- l 印鑑証明書又は印鑑登録証明書の原本又は写し
- m 使用印鑑届（様式第6号）
- n 市税等同意書、承諾書及び誓約書（様式第7号）
- o 市内に委任先営業所を有する者にあっては、研修等の状況（様式第8号）
- p 上記oの書類を提出する場合にあっては、上記oの書類に入力した研修等の受講等実績を証する書面の写し
- q 役員等調書兼照会同意書（様式第9号）
- r 法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明書の原本又は写し、個人にあっては、住民票の抄本及び身分証明書の原本又は写し
- s 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書
 - (a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その

3の3)

(b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

t 労働者災害補償保険法及び雇用保険法の規定により当該保険に加入が義務付けられている者については、労働局が発行した労働保険料納付証明書、労働局に納付した領収書の写し又は取扱事務組合の納付済証明書の写し。ただし、いずれの場合も労災保険及び雇用保険それぞれの加入状況がわかるものに限る。

(ウ) 特殊工事の入札参加資格の審査を希望する者にあっては、(ア) 又は(イ)の書類に加えて、次に掲げる書類を提出すること。

a 誓約書（様式10号）

※希望工種が鋼構造物工事で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋を工事実績ありで申請する場合に限る。

b 職員調書（様式第11号）及び当該職員調書に入力した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の本人欄の写し
※技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。

c 職員写真（様式第12号）

※技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。

d 機械設備等調書（様式第13号）並びに当該機械設備等調書に入力した機械等の売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写し
※機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。

e 機械設備等写真（様式第14号）

※機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。

f 実務経験証明書（様式第15号）

※希望工種が土木一式工事で、別表の中区分の欄に掲げる港湾に該当する場合に限る。

(2) 申請受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月23日（金）までとする。

(3) 変更が生じた場合等の手続き

入札参加資格を付与された者は、申請内容に変更が生じた場合には、その変更事由の生じた日（登記等の手続きが必要な場合は手続き完了の日）から1か月以内に、境港市入札参加資格電子申請システムで変更申請を行うこと。

建設業許可及び経営事項審査について、入札参加資格の有効期間中に更新を行った場合は、提出済の通知書の写しの有効期限満了日までに更新後の写し若しくは受付済みの申請書（申請者及び申請工種の確認できる部分）の写しを変更申請（電子申請）により提出すること。

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和7年9月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、境港市のホームページにおいて掲示する。

5 入札参加資格の有効期間

- (1) 入札参加資格を付与された日から**令和9年3月31日**までとする。ただし、次期の入札参加資格者が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。
- (2) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合は、市長がその事実を確認した日の前日に資格の一部又は全部を失する。

6 問合せ先

〒684-8501 境港市上道町3000番地
境港市建設部管理課維持管理係 （電話：0859-47-1076）

別 表

工 事 発 注 種 別

大区分	中区分	大区分	中区分
土木一式工事	一般	舗装工事	一般
	プレストレスト・コンクリート		アスファルト
	港湾	しゅんせつ工事	—
建築一式工事	一般	板金工事	—
	解体	ガラス工事	—
大工工事	—	塗装工事	一般
左官工事	—		区画線工
とび・土工・コンクリート工事	一般	防水工事	—
	交通安全施設	内装仕上工事	一般
	法面処理	機械器具設置工事	—
石工事	—	熱絶縁工事	—
屋根工事	—	電気通信工事	—
電気工事	—	造園工事	—
管工事	—	さく井工事	—
タイル・れんが・ブロック工事	—	建具工事	—
鋼構造物工事	一般	水道施設工事	—
	鋼橋	消防施設工事	—
鉄筋工事	—	清掃施設工事	—
		解体工事	—

注意事項

- 工事発注種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。
- 土木一式工事（港湾）に係る工事は、次に掲げる工事及びこれらに類似する工事とする。
 - 船舶を使用して実施する工事、②潜水士を使用して実施する工事、③船舶及び潜水士を使用しないが、波浪の影響を強く受ける工事、④海中又は海上工作物（コンクリートブロックを除く。）を陸上で製作する工事
- 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
- 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体工事に係る工事及びこれらに類似する工事とする。
- 解体工事に係る工事は、土木工作物や建築物を解体する工事で、3及び4のいずれにも該当しない工事とする。